



京洛会計だより

発行人
 税理士 大塚 俊 宏
 税理士 杉本 高 男
 税理士 林 剛 史
 事務所 〒604-8106
 京都市中京区御池通堺町東南角
 吉岡御池ビル902号
 TEL (075) 213-1944(代)
 FAX (075) 213-1946

アジサイ

◆ 6月の税務と労務

- 国 税 / 5月分源泉所得税の納付 6月10日
- 国 税 / 所得税の予定納税額の通知 6月15日
- 国 税 / 4月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 6月30日
- 国 税 / 10月決算法人の中間申告 6月30日
- 国 税 / 7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 6月30日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の納付 (第1期分) 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与 支払届 支払後5日以内

6月

(水無月) June

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

労 務 / 子ども (児童) 手当現況届 (市町村役場に提出) 6月30日

ワンポイント

国際的租税回避スキーム スキームとは、一般的には枠組みや仕組み、手法という意味ですが、税率の低い国に日本で課税すべき所得を移転するなど、海外取引を利用した課税逃れ商品等を「国際的租税回避スキーム」と呼んでいます。経済の国際化に伴い増加するスキームに対して、国税当局では、調査・情報収集を強化しています。

親族に居宅譲渡、特別控除の可否

Q 海外へ転勤することになり、家屋と敷地を弟に売却しました。この場合、譲渡益に対する3千万円の特別控除は受けられますか？

A 居住用財産を売ったときは、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3千万円まで控除ができる特例があります。

自分が居住していた家屋を売却するとき、譲渡相手が肉親などの場合、当事者の話し合いによって売却価格を著しく低くする恐れがあり、結果的に贈与税や相続税の負担軽減につながる可能性があります。こうした行為を防ぐため、譲渡相手が次のような場合には、特別控除は適用されません。

- ① 譲渡した人の配偶者や直系血族 (祖父母、父母、子、孫など)
- ② 譲渡した人と生計を一にする①以外の

- 親族 (兄弟、姉妹など)
 - ③ 譲渡した人の親族で、居住用家屋の譲り受け後、譲り受けた家屋で譲渡した人と同居する人 (①および②に掲げる人を除く)
 - ④ 婚姻の届け出はしていないが、譲渡した人と事実上婚姻関係のある人や、その人の親族でその人と生計を一にしている人
 - ⑤ 譲渡した人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している人や、その人の親族で生計を一にしている人
 - ⑥ 譲渡した人、譲渡した人の①および②の親族、譲渡した人の使用人もしくはその使用人の親族で、その使用人と生計を一にしている人、また④、⑤に該当する人を判定の基礎となる株主等とした場合に、同族会社となる会社その他の法人
- ご質問の場合、上記②に該当すれば特別控除は受けられません。しかし、弟さんと生計を一にしていなければ、特別控除を受けることができます。

抽選券付販売による賞金品の費用の必要経費算入時期

商品等の抽選券付販売により、顧客に賞金品の抽選券や旅行、観劇などの抽選券を交付した場合の費用については、抽選券を交付した段階で誰かに賞金品の交付等をすべき債務が成立し、その段階で必要経費に算入できるのではないかと、という疑問が生じます。

しかし、所得税の取り扱いは、賞金品にかかる費用は、当選者から抽選券の引き換えの請求があった日または旅行などを実施した日の属する年分の事業所得の金額の必要経費に算入することになっていきます。ただし、当選者からの請求を待たないで、賞金品を送付する場合にも、抽選の日の属する年分の必要経費に算入することができます。

個人間の負担付贈与の課税関係

土地や建物の贈与をする際に、ローン残金も併せて贈与する場合があります。こうした贈与契約のことを負担付贈与といいます。個人から負担付贈与を受けた人は贈与財産の価額から負担額を控除した価額に贈与税が課税されることになります。

例えば、居住用マンション (時価2,000万円) を子供に贈与する際に、ローンの残金500万円を引き受けてもらうような場合、贈与額が時価2,000万円、ローン残金が500万円ですから、差引1,500万円が子供の贈与税の課税価格となります。

なお、親は子供に不動産を移転したことにより、500万円の借入金が消滅するという経済的利益を得ることになりますので、居住用マンションをローン残高 (500万円) で子供に譲渡したことになり、譲渡所得が発生します。